

# 特集解題



早尻 正宏

Hayajiri Masahiro  
北海学園大学 准教授

本誌始まって以来の林業の特集である。おそらく多くの読者にとっては馴染みの薄いテーマであろう。しかし、林業という生業の舞台である「森林」に視点を広げてみれば、身近な話題に事欠かないことに気付かれる方も少なくないのではないか。

代表的な事例が、近年相次ぐ自然災害である。なぎ倒された木々や流木が堆積する被災地の様子をニュースで見聞きする場面が確実に増えてきた。もちろん、自然災害に伴う甚大な被害の全てが森林管理の不十分さにあるわけではない。地震や豪雨に伴う山腹の崩壊にはさまざまな要因が絡む。

とはいえ、例えば、適切な間伐によって人工林が「もやし状」となっていなければ、流木被害は軽減できたと考えられる事例も少なくない。自然災害には「社会災害」も含まれるということである。

自然災害が相次ぐ中で、国土面積の7割を占める森林の適切な管理はますます重要度を増している。加えて、長期的な視点でみ

れば、二酸化炭素の吸収源である森林の適切な管理には、気候変動対策として極端な気象を緩和する役割もある。

だとすれば、「持続可能な森林経営」の確立は、木材と特用林産物(きのこ、山菜、薪など)を生み出す物質生産機能に関わる「資源」の問題であると同時に、急峻な山岳地帯を有する狭い国土で働き暮らす国民の安全・安心を守る国家的な「防災」、そして、気候変動対策という国境を超えた対応が求められる国際的な「環境」の問題であるということになる。

本特集のテーマは「協同の視点から森林政策を問い直す」である。抽象的なタイトルで恐縮であるが、そこでは、以上のような課題の解決をリードする存在として協同組合を位置付けることを含意している。本特集を通して、林業を巡る協同組合の理論と実践を検証することで、オルタナティブな森林政策の方向性を提示できればと考えている。

本特集では、以下の二つの側面に着目

して、上記の課題にアプローチしている。

一つは、森林政策の実行役であり、現場管理の最前線に立つ森林組合に焦点を当て、その理論の検証と実践の紹介を行う。

もう一つは、従来の林業の発想の枠にとられずに、森林づくりのユニークな実践を積み重ねてきた漁業協同組合(漁協)と生活協同組合(生協)の事例紹介である。なお、今回紹介する漁協と生協の取り組みは、森林組合との協同組合間連携として行われるケースが少なくない。

このように、オルタナティブな森林政策の在り方を議論する上で、森林組合の存在は欠かせないといえよう。そこで、本稿では、前者の森林組合に焦点を絞って解題を行い、各論につなげていきたい。



現在、林業の現場では、戦後一斉に植えられた人工林が収穫の時期を迎えて主伐(そのほとんどが皆伐)が広がるが、伐採跡地の再生林が放棄される事態が相次ぐなど、森林が荒廃する懸念が生じている。他方で、国の政策に目を転じれば、「林業の成長産業化」のムード一色である。確かに、政策側が最重要視する木材自給率は上昇してきたが、森林所有者の手取り収入となる肝心の立木価格は低迷している。

引き続き人工林を造成するのか、それとも天然林に戻していくのか——。日本林業はいま、どのような森林を次世代に残していくかの岐路に立っている。

こうした中で、「新しい森林管理システム」が2019年度から始まった(都筑論文、佐々木論文)。これは、手入れの行き届かない森林の管理を着実に行う「森林経営管理制度」(2019年度)と、その事業財源として位置付けられる「森林環境税・森林環境譲与税」(2019年度)を両輪とするものである。

いずれも市町村が実施主体として位置付けられているが、実のところ、市町村にその余力はない。こうした中で、森林組合には、事実上の実行役となることが期待されている(本誌671号の拙稿)。



森林組合は、民有林(=国有林を除く森林で都道府県や市町村などの公有林を含む)、なかでも私有林の管理の有力な担い手で、林業分野の協同組合の一つである。なお、森林組合には、「所有と経営と労働の一致」の理念に基づいて、組合員の森林経営の全部を共同化する「生産森林組合」があるが、本特集で取り上げるのは「狭義」の森林組合に限られることをあらかじめご承知おき願いたい。

森林組合は、森林所有者が出資、利用、運営する協同組合であるが、林業の世界から縁遠い方々には、しばしば「林業組合」と呼ばれたりもする。おそらく、同じ第一次産業の農業協同組合(農協)と漁業協同組合という「先輩」の存在——菊間論文で指摘されているように、森林組合法が第2次森林法(1907年)から分離して単独立法化された

のは1978年のことである——が、「林業協同組合」をイメージさせるからであろう。

ここで注目しておきたいのが、この言い間違いには、森林組合の法制度的・経済的な理解の仕方を巡る重要な論点が含まれていることである。一体なぜ、「林業」ではなく「森林」なのだろうか。

それは、「農業者の協同組織」(農業協同組合法第1条)の農協、そして「漁民及び水産加工業者の協同組織」(水産業協同組合法第1条)の漁協と比べてみれば、その差は明らかとなる。というのも、森林組合は林業者でも林民——そもそも林民という言葉は存在しないが——でもなく、前述したように、あくまで「森林所有者の協同組織」(森林組合法第1条)だからである。

筆者は、これまで、森林組合の協同組合としての側面に留意しながら、森林組合の組織運営・事業経営の事例検証を積み重ねてきた。しかし、残念ながら、協同組合としての森林組合に関する理論的考察は不十分であったと言わざるを得ない。

前述したような農協や漁協とは全く性格を異にする組合員資格の規定は、こうした理論的考察に踏み出す上で根本となる論点の一つである。この点については、菊間論文で歴史的な経緯に触れながら丁寧な論証が行われている。ぜひともご一読願いたい。



今日、協同組合としての森林組合に関する研究は総じて低調である。そもそも論者

自体が少なくなっている。

確かに、木を植えてから収穫するまでの間に手入れを行う造林保育と、木材を伐採・搬出する素材生産を担う「林業事業体」の側面に着目して、その事業経営の在り方や担い手(林業労働力)の確保について論じた調査研究は少なくない。実際、筆者も毎年のように現地調査を行い、その成果を報告してきた。

他方で、筆者は、本誌にずいぶん励まされ(促され)ながら、協同組合として森林組合を捉える問題意識に基づいて、原子力災害からの林業再建(643号、647号)、市町村自治体との連携事業(653号)、森林組合の「総合事業性」(670号)、そして2030年の森林組合の将来予測(671号)を公表してきた。

上記の拙稿はいずれも、協同組合原則の一つ、「地域社会への関与」(第7原則)の角度から、フィールドワークの成果に基づいて執筆してきたものである。しかし、森林組合論を、林業経済学と協同組合学を接合した「論」として体系化していくためには、理論と歴史に対する深い洞察が必要となる。本特集を企画した理由の一つである。



執筆陣にはいずれも第一線で活躍する研究者と実践者を揃えた。以下、簡単に紹介しておきたい。

まず、論考編である。

山形大学名誉教授の菊間満氏には、森林組合の組合員資格と森林計画制度に関する

歴史的・理論的な検証を行ってもらった。そこでの、社会的資源である森林の再生の道筋は、森林組合の「真」の協同組合化(=「森林協同組合」)と、協同性に根差したボトムアップ型の「協同組合森林計画」の樹立にある、という指摘は誠に刺激的である。これから先の森林組合論の必読文献となるに違いない(併せて同氏の必読文献として、「森林組合研究」堀越芳昭/JC総研編『協同組合研究の成果と課題 1980 - 2012』(家の光協会、2014年)を挙げておきたい)。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所の都築伸行氏には、「新しい森林管理システム」の登場で森林政策が大きく転換する中で、具体的なデータと豊富な事例を示しながら森林組合の実像を描き出してもらった。森林組合の行く末を占う上で出発点となる論考である。

北海道大学大学院の鈴木春彦氏は、研究の世界に身を置きつつ、林務行政の第一線で活躍する自治体職員である。森林組合の職員として働いた経験も持っている。現場の豊富な経験に裏打ちされた知見を研究の視点で相対化した論考は、森林組合の今後の展開を探る上で示唆に富むものである。

次に実践編である。

全国森林組合連合会(全森連)の佐々木太郎氏には、協同組合として森林組合を明確に位置付けてもらった上で、全森連がどのように系統運動をリードしようとしているのかを紹介してもらった。その内容

は、当事者としての決意表明であるといつてよい。

また、本特集では、以上のような森林組合とは異なる立場から、地域に根差して森林づくり活動を推進してきた生協と漁協の関係者にもご寄稿いただいた。いずれも、協同組合ならではの視点に基づいて森林づくりの可能性を切り開いてきた全国的にも有名な取り組みである。

まず、生活協同組合コープさっぽろの酒井恭輔氏には、2008年7月に設立されたコープ未来(あした)の森づくり基金による組合員の森林づくり活動を紹介してもらった。同基金は、店舗利用者がレジ袋を辞退すると0.5円が基金に積み立てられる仕組みで、これを元手にして道内各地の植樹・育樹活動と森づくり団体への助成が行われている。今回は、その取り組みの歴史、現状、展望をまとめていただいた。

次に、北海道漁業協同組合連合会の中村信哉氏には、1988年に始まった「お魚殖やす植樹運動」の歴史を振り返ってもらった上で、その到達点をまとめていただいた。全国に大きな影響を与えた同運動の全体像を知ることができる貴重な作品である。



「持続可能な森林経営」というグローバルな課題の解決を林業界のみに任せておこなうならば、その先行きはおそらく暗い。国民全体の関心事にしていくことが何よりも必要である。

2024年度には国民一人当たり年額千円が森林環境税として徴収されることになる(これを原資に市町村と都道府県に配分する森林環境譲与税は2019年度から先行実施)。しかし、新しい税負担に対する国民の関心は総じて薄く、森林づくりの問題を「自分事」として捉え直す機会になっているとは言い難い。

こうした中で、いち早く森林管理の不十分さや林業の苦境に関心を寄せてきたのが、「老舗」の漁協を始めとする協同組合であった。企業の社会的責任(CSR)の一環として定着した感のある「企業の森づくり」よりも早い段階で、協同の世界では森林づくり活動が地道に積み重ねられてきた。さらに、生協のように、新しい仲間を得て着実にその取り組みは広がりつつある。

また、森林組合の組合員数は約150万人(うち正組合員が144万人、准組合員が6万人)に上る(2018年度末時点、林野庁調べ)。農協に比べて一桁少なく、漁協に比べて一桁多いこの数値を多いとみるか、少ないとみるか。その判断は読者に委ねるほかないが、筆者は意外に多いという印象を持つ。

しかし、農協・漁協に比べて存在感は圧倒的に薄い。前述した「林業組合」という誤解もその一つだが、「一体、何をしているのか」と疑問に思う人々がほとんどではないだろうか。息の長い取り組みが必要な森林の再生に対する国民の理解を得るためにも、組合員の活動水準をより一層引き上げていく

ことが必要であろう。



社会(過疎化・無居住化の進展)、経済(立木価格の低迷)、資源(戦後造林木の成熟に伴う主伐の拡大と再造林放棄)、政策(「新しい森林管理システム」という森林管理を巡る情勢の変化に協同組合はどのように向き合うのか。

筆者はかつて、本誌(671号)で「2030年は国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)の達成期限であり、2020年代は『持続可能な森林経営』の実現に向かう大切な10年となる」と指摘したことがある。その推進役の中軸に座るのが森林組合であることは間違いないように思われる。

協同の視点から、現代日本の森林管理のビジョンと計画を構想して、その立て直しに向けて実際に行動していく。研究、行政、運動の第一人者が考え抜いた本特集は、その手掛かりにきつとなる。

早尻 正宏 (はやじり・まさひろ)

北海学園大学経済学部准教授

1979年広島県生まれ。北海道大学大学院農学研究科博士後期課程修了、博士(農学)。山形大学農学部助教、同准教授を経て2016年から現職。専門は地域経済学、協同組合格学、林業経済学。著書に『多元的経済と地域の再生』(福島大学食農学類客員教授・守友裕一氏との共編著、北海学園大学出版会、2021年1月刊行予定)など。